

令和5年度糸田町プレミアム付キャッシュレス商品券の概要

1. 商品券の発行内容

- (1) 名称 いとだペイ
- (2) 発行総額 1,200万円（うちプレミアム分（20%）が200万円）
- (3) 販売総額 1,000万円（1セットを10,000円にて1,000セット販売します。）

2. 商品券の販売内容

- (1) 販売方法 事前申込による引換方式
 - ・購入希望者が申込開始日より、スマートフォンを使用し専用アプリで申込みする。応募多数の場合は抽選となる。
 - ・コンビニエンスストアにて現金を支払い、スマートフォンにチャージする。チャージ額に20%のプレミアム分が付与される。

- (2) 応募期間
 - ・令和5年9月15日(金)～令和5年9月25日(月)
 - ・当選者には10月1日(日)に専用アプリにて通知予定

- (3) 購入日程
 - ・令和5年10月1日(日)～令和5年10月10日(火)
 - ・期間内にコンビニにて、現金をチャージする。
 - ・期限後は購入手続きができなくなります。

- (4) 事前申込が販売総額に満たない場合
 - ・10月15日(日)より先着申込販売となります。
 - ・専用アプリで申込後、7日以内に現金にてチャージする。

- (5) 購入限度 1人5セット(5万円分)まで購入可能（16歳以上の方）

3. 商品券の使用

- (1) 使用方法
 - ①利用者が店舗に「いとだペイ」を利用することを伝える。
 - ②店舗に設置する専用のQRコードを、利用者のスマートフォンの専用アプリで読み込む。
 - ③利用者が専用アプリに支払金額を入力し、店舗に画面を確認し決済する。

- (2) 使用期間 令和5年10月1日(日)～令和6年1月31日(水)
 ※期限後は使用不能・無効となります。

- (3) 利用単位 1円単位で利用可

- (4) 使用の厳守事項
 - ①登録された取扱店でのみ使用できる
 - ②現金との引換は出来ない
 - ③アプリ上での盗難、紛失または滅失等に対しては、発行者はその責を負わない
 - ④消費喚起を目的としており、事業者が自社商品の購買や、事業用として利用する物品・サービス等の調達には使用できない
 - ⑤不正行為防止のため、立ち入り検査または事情聴取の要請があった場合は従うこと。

(5) 商品券が利用対象外となるもの

①現金との換金、金融機関への預け入れ。 ②土地・家屋購入、家賃・地代・月極駐車料等の不動産に関わる支払い。 ③商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの。 ④事業用の仕入や支払、買掛金決済等の業者間取引。	⑤国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い。 ⑥電子マネーのチャージ、購入 ⑦たばこ ⑧医療サービス ⑨その他商工会会長が指定するもの
---	--

4. 換金手続き

(1) 換金方法

- ・ 商工会への来会、計数確認、換金手続きは不要です。
- ・ 売上残高を毎週火曜日0時(月曜深夜)に締め、3営業日後(金曜)に指定の口座へ振込します。
- ・ 売上残高が1万円以上ある場合のみ振込を行います。
- ・ 売上残高が1万円未満の場合は次回の送金に繰り越されます。
- ・ 最終の振込時 (R6.2.9) のみ1万円未満の場合も振込を実施いたします。
- ・ 初回の振込は10月20日(金)となります。

(2) 換金期間 令和5年10月20日(金)～令和6年2月9日(金)

(3) 換金手数料 なし

(4) 振込手数料 商工会負担で振込いたします。

筑邦銀行の口座をお持ちの場合は振込手数料が無料となるため、登録をお願い致します。

5. 取扱登録店について

(1) 募集範囲 糸田町商工会会員の事業所及び糸田町内に事業所を有するもの

(2) 取扱店の責務

- ①商品券利用者が利用期間中に利用を申し出たときは、現金と同様に物品の販売、サービス等の提供を行って下さい。
- ②QRコードを2枚ずつ配布しますので、利用者の見やすい場所に掲示して下さい。
- ③取扱店アンケートを後日行いますので、報告等の協力をお願いします。
- ④加盟店の事業主等が商品券を購入された場合、自店での商品券の利用はできません。

(3) 取扱店説明会

- ・登録された事業者を対象に取扱説明会を開催します。その際に店頭設置QRコードを配布します。
- ・開催日 令和5年9月12日(火) ①14:00～ ②18:00～
- ・開催場所 糸田町商工会(予定)